

## 可児市空家等対策計画【第二期】と【第三期】の違い

基本方針	内容
1 章 計画の概要	管理不全空家等の記載を追加 (p. 1)
	空家等の管理、利活用に関わる各主体に市民を追加 (p. 6)
2 章 空家等の現状と課題	統計データ、および協議会で報告済みのデータを更新 (住宅土地統計調査のデータについては9月公表後に更新予定)
	個別対応が必要な物件の対応については、第二期は大きなものがなかったため削除 (第二期 p. 37)
	「6 空家等に関する課題」が、「5 現状からみた問題」と内容が似ていたため、空家の状況に合わせて課題があると書き方を大幅に変更 (p. 44)
3 章	基本方針を6本の柱「空家等の実態把握」「空家等に対する相談への対応」「空家等の適正管理の促進」「空家等の利活用の促進」「跡地等の利活用の促進」「特定空家等・管理不全空家等の対策」としているのがわかりやすくなるよう、方針を先に書き、それに付属する具体的な施策を記載する方法へ大幅に変更 (p. 46) また、頭にあった空家等対策計画の推進体制については、具体的な施策の後に記載 (p. 58)
1 空家等の実態把握 (p. 51)	ほぼ変更なし。データベースについてDX化を検討
2 空家等に対する相談への対応 (p. 52)	協議会を受け、(3)チラシの作成に相続放棄や解体等の流れが分かるものを作成すると明記
	空家等管理活動支援法人の設定を追加。協議会では事務局より「実際に4年のうちに支援法人を指定したい」と伝えたが、何を支援法人に委託していくか、空家所有者の個人情報等含めどのように処理をするかについては慎重に進める必要があるため、第三期の計画の中では検討にとどめたい。

3 空家等の 適正管理の促進 (p. 54)	(1)適切な管理がされていない空家所有者への指導を追加
	(4)マンション管理適正化推進計画を追加。ただし、現在注意を要するマンションが少なく、マンション側からの要望もないため、記載のみ
4 空家等の 利活用の促進 (p. 55)	協議会の中で、団地内の用途指定を変えられないかという話があったが、空家特措法の「空家等活用区域」の制度を使うことができそうだったため、(2)所有者等と地域における利用意向とのマッチングの中で記載
	(3)PPP（官民連携）の活用を追加
	(4)家財処分に関する助成制度の新設を追加
5 跡地等の 利活用の促進 (p. 56)	(4)財産管理制度を利用した空家等への対策を追加
	協議会を受け、(5)除却後の固定資産税等に係る負担軽減措置を追加
6 管理不全空家 等及び特定空家等 の対策 (p. 57)	管理不全空家等についても併せて記載
	特定空家等に対する措置についてはマニュアルへ移動

※協議会の中で「地震災害の話を入れた方が良い」とのご意見が出たが、上位計画として「可児市国土強靱化地域計画」という災害から市民の命と財産を守る計画があり、その中で空家等対策推進事業が位置付けられている。ただし、協議会の中で出た「空家を避難場所にする」という案については、空家の安全を確保し、常に維持していくという市の業務が生じるため、今回は計画からは外した。